

しんきん法人インターネットバンキング補償規定の改定について

お客様各位

平素より、千葉信用金庫をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

さて、近年「マイクロソフト」「グーグル」「アップル」等を騙ったサポート詐欺被害の全国的な拡大と手口の巧妙化を受け、補償規定の明確化とお客様自身でのセキュリティ対策の強化を図っていただくことを目的とし、この度「しんきん法人インターネットバンキング補償規定」を改定させていただきます。

なお、改正日以前にしんきん法人インターネットバンキングをご契約いただいたお客様にも、改正後の規程が適用されますのでご了承願います。

記

1. 改正日：2024年10月21日（月）

2. 改正する規程

「しんきん法人インターネットバンキング補償規定」

3. 主な改正内容

- ・補償対象期間の明確化
- ・「補償の判断」から「補償基準」とし、過失割合による補償内容を明確化
- ・「補償要件等」を細分化し、「補償要件」「免責事項」「重大な過失（重過失）となりうる事例」「過失となりうる事例」「既に払戻し等を受けている場合の取り扱い」として明確化

※改正の詳細および改正後の規程は以下をご覧ください。

[・改正後のしんきん法人インターネットバンキング補償規定](#)

[・改正後のしんきん法人インターネットバンキング補償規定 新旧対照表](#)

■インターネットバンキングに関するお問い合わせ先

0120-275-201 音声ガイダンス【9】その他お問い合わせ

【ご利用時間】平日9:00～17:00